

## 簡易税金還付金額計算シート

### 税金の還付を受けましょう！

譲渡時に譲渡損失が出た場合は、確定申告による税金の還付や住民税の軽減を受けることができます。

#### 所得税額の早見表

課税所得 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
195 万円以下	5%	0
195 万円超 ~ 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 ~ 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 ~ 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 ~ 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	40%	2,796,000 円

なお、平成 11 年分から平成 18 年分は次の表で求めます。

課税される所得金額(千円未満切捨て)	税率 (B)	控除額 (C)
330 万円以下	10%	0
330 万円超 ~ 900 万円以下	20%	33 万円
900 万円超 ~ 1,800 万円以下	30%	123 万円
1,800 円超	37%	249 万円

#### 住民税額の早見表

課税所得 (D)	税率 (E)	控除額 (F)
100 円 ~ 200 万円未満	5 %	-
200 万円 ~ 700 万円未満	10%	10 万円
700 万円以上	13%	31 万円

- ・ 年間課税所得  万 (年間所得 - 各種控除)
- ・ 会員権取得費用  万 購入時の売買手数料、名義書換料も含まれます。
- ・ 売却金額  万 売買手数料も含まれます。
- ・ 譲渡損失額 ( - )  万

[年間課税所得] [譲渡損失額] [税率] [控除額]

・ 当初の所得税  
 万 × (B1) % - (C1) 万 =  万

・ 損益通算後の所得税  
 (  万 -  万 ) × (B2) % - (C2) 万 =  万

・ 当初の住民税  
 万 × (E1) % - (F1) 万 =  万

・ 損益通算後の住民税  
 (  万 -  万 ) × (E2) % - (F2) 万 =  万

所得税還付・・・「当初の所得税」 - 「損益通算後の所得税」  
 住民税の軽減・・・「当初の住民税」 - 「損益通算後の住民税」  
 譲渡損失額が課税所得額を上回ると、所得税は全額還付、住民税は 0 円になります。

1 2 月 3 1 日までに売却して翌年 3 月 1 5 日までに確定申告をすると、5 月頃には税金が還付されます。  
 給与所得のある方は既に源泉徴収されている所得税から還付され、6 月からの住民税も軽減されます。